



鳥取県公報

令和4年3月31日（木）
号外第19号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 （14）（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 （15）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（16）（水産課）・・・・・・・・・・ 11 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 （17）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 鳥取県会計規則の一部を改正する規則（18）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 22
-------	---

公布された規則のあらまし

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

大気汚染防止法等の一部が改正され、解体する建築物等に関する石綿含有建材の使用の有無に係る調査の結果を、元請業者が都道府県知事に対して報告しなければならないとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 元請業者は、当該解体等工事が報告対象工事に該当するときは、条例に定める事項のほか、報告対象工事の元請業者（現行 報告対象工事を施工する者）の現場責任者の氏名及び連絡先を知事に報告することとする。
- (2) 石綿事前調査結果報告システムの導入等に伴い、報告対象工事に係る事前調査結果報告書の様式を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで（現行 令和4年3月31日まで）とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 沿岸漁業改善資金助成法の一部が改正され、都道府県知事による事業計画の認定制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する沿岸漁業改善資金（以下「貸付金」という。）の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付金の貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けるための申請書等を提出するものとする。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る貸付金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで（現行 令和4年3月31日まで）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和4年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

適正な競争性を確保するため、鳥取県建設工事等入札制度基本方針において、測量等業務における限定公募型指名競争入札が廃止され、制限付一般競争入札の対象の範囲が拡大されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 委託対象設計金額が100万円以上500万円未満の測量等業務の入札は、制限付一般競争入札（現行 限定公募型指名競争入札）によって行うこととする。
- (2) 予定価格が100万円以上の測量等業務については、総合評価競争入札を積極的に活用することとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境を整備するため、指定納付受託者の指定等について定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定代理納付者の告示に関する規定を削除する等指定納付受託者制度の導入に伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) 手形交換所が廃止され、電子交換所が設立されることに伴い、証券による収納を行うことができる支払地の区域について所要の改正を行う。
- (3) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (4) 次に掲げる会計管理者の事務をそれぞれに定める課の出納員に委任する。
 - ア 鳥取県未来人材育成基金に係る寄付金の収納事務 交流人口拡大本部ふるさと人口政策課
 - イ ふるさと納税に係る寄付金の収納に関する事務 総務部税務課
 - ウ 警察手数料の収納に関する事務 警察本部会計課、警察本部運転免許課及び警察本部高速道路交通警察隊
- (5) 次に掲げる出納員の事務をそれぞれに定める所属の分任出納員に委任する。
 - ア 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 鳥取県福祉相談センター及び鳥取県米子児童相談所
 - イ 警察手数料の収納に関する事務 警察本部運転免許課、警察本部高速道路交通警察隊、鳥取県鳥取警察署及び鳥取県黒坂警察署
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年11月4日とする(2)に関する事項を除き、同年4月1日とする。
 - イ 鳥取県会計管理局等事務決裁規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則(平成17年鳥取県規則第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2の規定による調査(以下この条及び次条において「調査」という。)は、次に掲げる者(調査に係る建築物が一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあっては、第5号に掲げる者のうち一戸建て等石綿含有建材調査者を除く。)が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第48条の5第1項に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 解体等工事を<u>元請業者又は自主施工者</u>は、解体等工事を施工している間、前項の記録簿等を解体等工事の場所に備え付けるものとする。</p> <p>(事前調査結果の説明)</p> <p>第6条の3 条例第6条の3の規定による説明は、調査の終了後速やかに行うものとする。この場合において、解体等工事が県届出対象特定工事に該当するときは、災害その他の非常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合を除き、説明の日と<u>石綿粉じん排出等作業</u>の開始の日との間に14日以上の間を置かなければならない。</p> <p>2 条例第6条の3後段の規則で定める事項は、<u>第7条第2項第3号及び第4号に掲げる事項</u>とする。</p>	<p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2の規定による調査(以下この条及び次条において「調査」という。)は、次に掲げる者(調査に係る建築物が一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあっては、第5号に掲げる者のうち一戸建て等石綿含有建材調査者を除く。)が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号) <u>第48条の2第1項</u>第48条の5第1項に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 解体等工事を<u>施工する者</u>は、解体等工事を施工している間、前項の記録簿等を解体等工事の場所に備え付けるものとする。</p> <p>(事前調査結果の説明)</p> <p>第6条の3 条例第6条の3の規定による説明は、調査の終了後速やかに行うものとする。この場合において、解体等工事が<u>報告対象工事</u>又は県届出対象特定工事に該当するときは、災害その他の非常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合を除き、説明の日と<u>解体等工事</u>の開始の日との間に14日以上の間を置かなければならない。</p> <p>2 条例第6条の3の規則で定める事項は、<u>法第18条の15第1項各号に掲げる事項及び報告対象工事</u>にあっては第6条の5第3項に規定する事項(同項第1号に掲げる事項を除く。)と、<u>県届出対象特定工事にあっては第7条第2項に規定する事項</u></p>

3 元請業者は、解体等工事が県届出対象特定工事に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行う条例第7条第1項の規定による届出に協力しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の5 略

2 略

3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事項は、報告対象工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡先とする。

4 略

(作業終了等の報告)

第9条 条例第10条の2第1項の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告は、石綿含有材料等処理状況等報告書(様式第4号)によるものとする。

2 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人

(同項第2号に掲げる事項を除く。)とする。

3 元請業者は、解体等工事が報告対象工事又は県届出対象特定工事に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行う条例第6条の4第1項の規定による報告又は条例第7条第1項の規定による届出に協力しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の5 略

2 略

3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 報告対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先

(2) 下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

(3) 条例第6条の3の規定による説明を受けた年月日

4 略

(作業終了等の報告)

第9条 条例第10条の2の規定による石綿含有材料等の処理の状況の報告は、石綿含有材料等処理状況等報告書(様式第4号)によるものとする。

2 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">にあつては、その代表者の氏名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>届出工事の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>積替え又は保管をする場合にあつては、積替え又は保管をする場所の名称及び所在地</td> <td> <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (名称: _____) (所在地: _____) </td> </tr> <tr> <td>石綿含有材料等の最終処分を行う事業者の名称及び処分場所の所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 <u>元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の欄は、下請負人が届出を行う場合のみ記入すること。</u></p> <p>2 届出工事の場所の欄には、県届出対象特定工事実施届出書に記載した県届出対象特定工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象特定工事の場所を記載すること。</p> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石綿含有材料等処理状況等報告書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 100px;">届出者 氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin-left: 150px;">電話番号</p> <p>石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条の2第1項の規定により、次のとおりその状況を報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>届出工事の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>積替え又は保管をした</td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table>	にあつては、その代表者の氏名		届出工事の場所		略		積替え又は保管をする場合にあつては、積替え又は保管をする場所の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称: _____) (所在地: _____)	石綿含有材料等の最終処分を行う事業者の名称及び処分場所の所在地		元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		届出工事の場所		略		積替え又は保管をした	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">届出工事の場所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>運搬先の事業場の名称及び所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿含有材料等の最終処分を行う場所の所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>注</p> <p style="margin-left: 100px;">届出工事の場所の欄には、県届出対象特定工事実施届出書に記載した県届出対象特定工事の場所又は特定粉じん排出等作業実施届出書に記載した届出対象特定工事の場所を記載すること。</p> <p>様式第4号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">石綿含有材料等処理状況等報告書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 100px;">届出者 氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin-left: 150px;">電話番号</p> <p>石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第10条の2の規定により、次のとおりその状況を報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">届出工事の場所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>運搬先の事業場の名称</td> <td></td> </tr> </table>	届出工事の場所		略		運搬先の事業場の名称及び所在地		石綿含有材料等の最終処分を行う場所の所在地		届出工事の場所		略		運搬先の事業場の名称	
にあつては、その代表者の氏名																																	
届出工事の場所																																	
略																																	
積替え又は保管をする場合にあつては、積替え又は保管をする場所の名称及び所在地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称: _____) (所在地: _____)																																
石綿含有材料等の最終処分を行う事業者の名称及び処分場所の所在地																																	
元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名																																	
届出工事の場所																																	
略																																	
積替え又は保管をした	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																
届出工事の場所																																	
略																																	
運搬先の事業場の名称及び所在地																																	
石綿含有材料等の最終処分を行う場所の所在地																																	
届出工事の場所																																	
略																																	
運搬先の事業場の名称																																	

場合によっては、積替え又は保管をした場所の名称及び所在地	(名称：) (所在地：)	及び所在地	
石綿含有材料等の最終処分を行った事業者の名称及び処分場所の所在地		石綿含有材料等の最終処分を行った場所の所在地	
略		略	
注 1 <u>元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の欄は、下請負人が届出を行う場合のみ記入すること。</u> 2 略 3 略 4 略 5 <u>元請業者又は下請負人が報告を行う場合にあっては、大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを提出すること。</u>		注 1 略 2 略 3 略 4 <u>大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による報告を行うべき者である場合は、当該報告に係る報告書の写しを提出すること。</u>	

第2条 鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条の5関係)

年 月 日

事前調査結果報告書

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

報告者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿の使用の有無を調査したので、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項本文(第2項)の規定により、次のとおり報告します。

報告対象工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
報告の対象となる建築物等の概要	建築物の名称(申請ID) ()
	※所在地
	※建築年
	※構造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()

		延床面積 () m ²	階数 () 階建
	用途		
	増改築等の有無及びその内容	<input type="checkbox"/> 有 時期 () 内容 ()	<input type="checkbox"/> 無
※報告対象工事の実施の期間		着手	年 月 日
		終了	年 月 日
調査の方法及び結果	調査方法	別紙のとおり	
	調査結果	別紙のとおり	
報告対象工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡先			

注 1 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による報告を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、建築物の名称の欄に当該報告に係る申請IDを記入することで※印の欄の記入を省略することができる。

2 構造の欄及び増改築等の有無及びその内容の欄は、該当するものにレ印を付すこと。

添付書類

- 1 報告の対象となる建築物等の付近の見取図、配置図及び平面図
- 2 報告の対象となる建築物等における吹付け材の使用の有無を明らかにした設計図書、写真その他の資料
- 3 材料等の分析を行った場合は、当該調査に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の写し

別紙

調査方法及び調査結果の詳細

調査方法	書面調査及び目視調査	吹付け材の使用箇所			
		設計図書等の書面調査	吹付け材の名称	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 不明・設計図書等なし	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 不明・設計図書等なし
			石綿含有の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明・設計図書等なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明・設計図書等なし
		目視調査	吹付け材の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			施工状況	<input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 除去済み	<input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 除去済み
	調査を行った者		(資格:)	(資格:)	
	実施状況		<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	

分 析 調 査	分析結果	アクチノライト (%・0.1%未満) アモサイト (%・0.1%未満) アンソフィライト (%・0.1%未満) クリソタイト (%・0.1%未満) クロシドライト (%・0.1%未満) トレモライト (%・0.1%未満)	アクチノライト (%・0.1%未満) アモサイト (%・0.1%未満) アンソフィライト (%・0.1%未満) クリソタイト (%・0.1%未満) クロシドライト (%・0.1%未満) トレモライト (%・0.1%未満)
	分析機関名		
吹付け石綿に係る調査結果		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> みなし
調査を終了した年月日		年 月 日	年 月 日
参考事項			

注 大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、吹付け石綿に係る調査結果の欄の「みなし」にレ印を付すこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条の3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する解体等工事について適用する。
- 3 新規則第6条の5の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例（令和4年鳥取県条例第12号）による改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項又は第2項の規定による報告がされた報告対象工事であって、同日前に着手していないもの（以下「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた建設工事に係る鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項本文又は第2項の規定による報告は、新規則第6条の5の規定にかかわらず、改正前の様式第1号による報告書によってすることができる。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和5年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和4年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和5年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(貸付資格の認定及び貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、<u>沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画書、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第2号）</u>その他知事が必要と認める書類（以下「認定申請書等」という。）を添え、その者（その者が認定中小企業者である場合にあつては当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事業者である場合にあつては当該促進事業者が行う六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者とする。以下この条において同じ。）の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由に</p>	<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和4年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第1号）<u>に事業計画書</u>その他知事が必要と認める書類を添え、その者（その者が認定中小企業者である場合にあつては当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）を実施する第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事業者である場合にあつては当該促進事業者が行う六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者とする。以下この条において同じ。）の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。</p>

より漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

(貸付資格の認定等)

第9条 知事は、前条の規定により認定申請書等の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行わなければならない。

2 略

3 知事は、第1項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により認定申請書等を経由した漁協又は市町村長（以下「経由漁協等」という。）並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に通知し、貸付資格を認定せず、及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び経由漁協等に通知しなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

第9条の2 知事は、貸付けの決定から事業が完了するまでの間において、実施している事業の内容が経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画と適合せず、又は当該計画が達成できないと認める場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消した場合、当該貸付資格の認定を取り消された者及び経由漁協等にその旨を通知するものとする。

(借用証書)

第10条 第9条第3項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第3号）を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第465条の9各号のいずれかに該当する者を除く。）があるときは、当該連帯保証人に係る同法第465条の6第1項の公正証書の正本又は謄本を添付しなければならない。

(期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、第9条第2項の貸付けの条件に正当な理由なく違反したとき又は第9条

(貸付けの決定)

第9条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行わなければならない。

2 略

3 知事は、第1項の規定により貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により貸付申請書を経由した漁協又は市町村長（以下「経由漁協等」という。）並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に通知し、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び経由漁協等に通知しなければならない。

(借用証書)

第10条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第2号）を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第465条の9各号のいずれかに該当する者を除く。）があるときは、当該連帯保証人に係る同法第465条の6第1項の公正証書の正本又は謄本を添付しなければならない。

(期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第9条第2項の貸付けの条件に正当な理由なく違反したときは、支払

の2第1項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(3) 略

(支払猶予の申請)

第14条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書(様式第4号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、支払期日の30日前までに信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

様式第1号(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

〔団体又は会社にあつては
名称及び代表者の氏名〕

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

添付書類 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画書その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

略

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職 氏 名 様

沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

〔団体又は会社にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

記

期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(3) 略

(支払猶予の申請)

第14条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書(様式第3号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、支払期日の30日前までに信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

様式第1号(第8条関係)

略

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職 氏 名 様

沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

〔団体又は会社にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

記

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> 注 略 <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> 注 略 様式第3号（第10条関係） 略 様式第4号（第14条関係） <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、その償 還金の支払を猶予していただきたいので、鳥取県沿岸 漁業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、次のと おり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 〔団体又は会社にあつては、 名称及び代表者の氏名〕 </div> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 略</p>	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> 注 略 <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> 注 略 様式第2号（第10条関係） 略 様式第3号（第14条関係） <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、その償 還金の支払を猶予していただきたいので、鳥取県沿岸 漁業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、次のと おり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 〔団体又は会社にあつては、 名称及び代表者の氏名〕[㊤] </div> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(入札方式) 第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。			(入札方式) 第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。		
請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式	請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式
				100万円以上 500万円未満	限定公募型 指名競争入札 （有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに

					<p>応募した有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあつては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱、測量等業務にあつては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。）</p>
<p>250万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基準額」という。）未満</p>	<p>100万円以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満</p>	<p>制限付一般競争入札（施行令第167条の5の2の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めを行う一般競争入札をいう。以下同じ。）</p>	<p>250万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基準額」という。）未満</p>	<p>500万円以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満</p>	<p>制限付一般競争入札（施行令第167条の5の2の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めを行う一般競争入札をいう。以下同じ。）</p>
<p>略</p>			<p>略</p>		

2 略

(本店の所在地に関する応募条件)

第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑かつ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限付一般競争入札（以下この条及び次条において「県内向け制限付一般競争入札」という。）を行う場合においては、当該県内向け制限付一般競争入札に参加しようとする有資格者の本店の所在地に関し、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める応募条件（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格をいう。以下同じ。）を設けるものとする。

略

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のものの県内向け制限付一般競争入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を設けると当該県内向け制限付一般競争入札に相当数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所又は西部総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。

3 略

(格付等級に関する応募条件)

第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け制限付一般競争入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け制限付一般競争入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていること

2 略

(本店の所在地に関する応募条件)

第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑かつ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札（以下この条及び次条においてこれらを「県内向け公募型入札」という。）を行う場合においては、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店の所在地に関し、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める応募条件を設けるものとする。

略

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を設けると当該県内向け公募型入札に相当数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所又は西部総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。

3 略

(格付等級に関する応募条件)

第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として

を応募条件として設けるものとする。

略

2 知事は、建設工事の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、県内向け制限付一般競争入札に参加しようとする有資格者の格付の等級に関し、同項の規定と異なる応募条件を設けることができる。

(その他の応募条件)

第18条 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札を行う場合においては、前2条に規定する応募条件のほか、次に掲げる応募条件を設けるものとする。

(1)～(3) 略

2 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札を行う場合において、当該入札に係る建設工事等の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前項各号に定めるものに加え、さらに次に掲げる応募条件を設けることができる。

(1)～(4) 略

(調達公告)

第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札又は制限付一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。

(1)～(9) 略

2 前項の規定による公告(次条及び附則第2項において「調達公告」という。)は、その開札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日以前にするものとする。この場合において、鳥取県の休日(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)の日数は、算入しないものとする。

3 略

(応募者の審査)

第20条 知事は、調達公告に応募した者が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査するものとする。

設けるものとする。

略

2 知事は、建設工事の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の格付の等級に関し、同項の規定と異なる応募条件を設けることができる。

(その他の応募条件)

第18条 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札を行う場合においては、前2条に規定する応募条件のほか、次に掲げる応募条件を設けるものとする。

(1)～(3) 略

2 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札を行う場合において、当該入札に係る建設工事等の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前項各号に定めるものに加え、さらに次に掲げる応募条件を設けることができる。

(1)～(4) 略

(調達公告)

第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項(限定公募型指名競争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。)を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。

(1)～(9) 略

2 前項の規定による公告(次条第1項及び附則第2項において「調達公告」という。)は、その開札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日以前にするものとする。この場合において、鳥取県の休日(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)の日数は、算入しないものとする。

3 略

(応募者の審査)

第20条 知事は、調達公告に応募した者(以下この条から第22条までにおいて「応募者」という。)が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査するものとする。

2 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前

第21条 削除

項の規定による審査の結果をあらかじめ応募者に通知するものとする。

(入札者の指名)

第21条 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、10以上の者を指名するものとする。

(不指名理由の説明)

第22条 削除

第22条 限定公募型指名競争入札において、前条の規定により知事から入札者として指名された応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により応募者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

第25条 略

第25条 略

2・3 略

2・3 略

4 前3項に規定するもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に要領で定めるところによる。

4 前3項に規定するもののほか、電子入札に関し必要な事項は、鳥取県建設工事等電子入札執行要領に定めるところによる。

(入札書の訂正等)

(入札書の訂正等)

第26条 入札者は、入札金額を入札書に記載した後は、当該記載した入札金額についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。

第26条 入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

2 電子入札の場合にあつては、入札者は、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録した後は、当該記録した事項についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあつては、入札者は、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録した後は、当該記録した事項についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。

(落札者の決定)

(落札者の決定)

第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれにも該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれにも該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札において重大な不備等があった入札者 (別に要領で定めるも

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札において重大な不備等があった入札者 (鳥取県建設工事等電

<p>のに限る。)</p> <p>2 予定価格が250万円以上の建設工事及び100万円以上の測量等業務については、総合評価競争入札を積極的に活用するものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、別に要領で定めるところにより行う。</p> <p>3 略</p> <p>(指名競争入札)</p> <p>第33条 第23条から前条までに定めるところによるほか、指名競争入札の実施について必要な事項は、鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱又は鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定める。</p> <p>様式第1号(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">入札書(第 回)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則、鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧の上、次のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p>	<p>子入札執行要領又は鳥取県建設工事等紙入札執行要領で定めるものに限る。)</p> <p>2 予定価格が250万円以上の建設工事については、総合評価競争入札を積極的に活用するものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。</p> <p>3 略</p> <p>(限定公募型以外の指名競争入札)</p> <p>第33条 第23条から前条までに定めるところによるほか、<u>限定公募型指名競争入札以外の</u>指名競争入札の実施について必要な事項は、鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱又は鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定める。</p> <p>様式第1号(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">入札書(第 回)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則、鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧の上、次のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略</p>
<p>様式第2号(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>私は、氏名 を代理人と定め、次の建設工事(測量等業務)に関する入札の一切の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委任者 住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">受任者 氏 名</p>	<p>様式第2号(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>私は、氏名 を代理人と定め、次の建設工事(測量等業務)に関する入札の一切の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委任者 住 所</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">受任者 氏 名 ㊟</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第19条第1項の規定による公告（指名競争入札にあつては、指名競争入札に参加することができる者の指名。以下「調達公告」という。）を行う一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に調達公告を行った一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証券による収納)</p> <p>第23条 <u>令第156条第1項第1号の知事が定める区域は、<u>全国の区域とする。</u></u></p> <p>2 略</p>	<p>(証券による収納)</p> <p>第23条 <u>指定金融機関等、会計管理者、出納員又は担任出納員は、納入者から証券をもって歳入金の納付を受けようとする場合は、その証券の支払場所が当該指定金融機関等において手形交換のできない区域であるときは、その証券を受領することができない。ただし、区域外であっても指定金融機関等が支払が確実であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(指定代理納付者の告示)</u></p> <p>第25条の2 <u>知事は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(2) 指定代理納付者に納入させる歳入及び歳入を納付させる期間</u></p>
<p>(徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金は、払込書により領収の日又はその翌日（同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日）に知事が指定する指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、払込期日について特約があるときは、当該払込期日までに払い込まなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金のうち、その性質上払込書によりがたいものとして会計管理者が認めるものについては、知事が指定する指定金融機関の</u></p>	<p>(徴収又は収納の委託)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金（<u>第18条第2項に規定する方法により納付するものを除く。</u>）は、払込書により領収の日又はその翌日（同日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日）に知事が指定する指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、払込期日について特約があるときは、当該払込期日までに払い込まなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定により委託を受けた者が収納した歳入金（<u>第18条第2項に規定する方法により納付するものに限る。</u>）は、知事が指定する指定金融機関の普通預金口座に払い込まなければならない。</p>

<p>普通預金口座に<u>払い込むことができる。</u></p> <p>(繰替払のできる経費等)</p> <p>第77条の2 繰替払をすることができる経費は、令第164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる経費とし、当該経費に繰り替えて使用させることができる現金は、それぞれ当該各号に掲げる現金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金</u></p> <p>(繰替払の報告等)</p> <p>第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰替支払報告書（様式第26号）によりその収入金を所管する知事又は出納機関の長に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、それぞれ当該各号に掲げる者が、繰替払をした者に代わって、会計管理者の承認を受けた様式により知事又は出納機関の長に報告することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>指定納付受託者に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料 指定納付受託者</u></p> <p>2 略</p> <p>(歳出金支払通知書の有効期間内に支払金を受領しなかった者に対する償還)</p> <p>第80条 受取人は、歳出金支払通知書の支払有効期間内に現金を受領しなかったときは、<u>歳出金支払通知書を会計管理者又は出納員に提出することにより、その償還を請求することができる。</u></p> <p>(入札書の記載事項の訂正等)</p> <p>第126条 入札者は、<u>入札金額を入札書に記載した後</u>は、当該記載した入札金額について<u>まつ消、訂正又は挿入をすることができない。</u></p> <p>2 入札者は、次の各号に掲げる入札の場合にあつて</p>	<p>(繰替払のできる経費等)</p> <p>第77条の2 繰替払をすることができる経費は、令第164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる経費とし、当該経費に繰り替えて使用させることができる現金は、それぞれ当該各号に掲げる現金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料 当該指定代理納付者が納付する収入金</u></p> <p>(繰替払の報告等)</p> <p>第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰替支払報告書（様式第26号）によりその収入金を所管する知事又は出納機関の長に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる経費については、それぞれ当該各号に掲げる者が、繰替払をした者に代わって、会計管理者の承認を受けた様式により知事又は出納機関の長に報告することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料 指定代理納付者</u></p> <p>2 略</p> <p>(歳出金支払通知書の有効期間内に支払金を受領しなかった者に対する償還)</p> <p>第80条 受取人は、歳出金支払通知書の支払有効期間内に現金を受領しなかったときは、<u>歳出金支払通知額未受領金請求書（様式第28号）に歳出金支払通知書を添えて、会計管理者又は出納員を経て知事又は出納機関の長にその償還を請求することができる。</u></p> <p><u>2 出納機関の長は、前項の請求を受けたときは、その内容を調査し償還の必要を認めるときは、歳出金支払通知額未受領金請求書を添えて、その旨を知事に進達しなければならない。</u></p> <p>(入札書の記載事項の訂正等)</p> <p>第126条 入札者は、<u>入札書の記載事項についてまつ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、金額は、これを改めることができない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、入札者は、次の各号に</u></p>
---	--

は、それぞれ当該各号に掲げる事項を行うことができない。

(1)・(2) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
総務部職員人材開発センター	総務部職員人材開発センターの課長補佐
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和新時代創造本部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
交流人口拡大本部ふるさと人口政策課	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に定める基金に係る寄附金の収納事務
略	
総務部税務課	1 履行期限を経過した債権の収納に関する事務 2 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
略	
総務部デジタル・行財政改革局行政改革推進課	1・2 略 3 略
略	
商工労働部企業支援課	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222

掲げる入札の場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる事項を行うことができない。

(1)・(2) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
総務部行財政改革局職員人材開発センター	総務部行財政改革局職員人材開発センターの課長補佐
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和新時代創造本部統計課	統計に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	
総務部税務課	履行期限を経過した債権の収納に関する事務
略	
総務部行財政改革局資産活用推進課	1・2 略 3 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務 4 略
略	
商工労働部企業支援課	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222

	号)による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)第3条の規定に基づく貸付金の収納事務
略	
農林水産部 水産振興局 漁業調整課	略
略	
会計管理局 会計指導課	1 略 2 <u>指定納付受託者及び令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託された者からの歳入金の収納事務</u>
略	
警察本部会計課	1 警察本部及び警察署に係る支出負担行為の確認に関する事務 2 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)第2条に規定する手数料の収納事務
警察本部交通指導課	道路交通法第51条の4第1項の放置違反金及び同条第13項の延滞金の出納及び保管に関する事務
警察本部運転免許課	鳥取県警察手数料条例第2条に規定する手数料の収納事務
警察本部高速道路交通警察隊	鳥取県警察手数料条例第2条に規定する手数料の収納事務
略	
2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務
略	
鳥取県福祉相談センター・鳥取県	1 児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務 2 公文書、行政資料その他の書

	号)による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)第3条の規定に基づく貸付金の収納事務
商工労働部 雇用人材局 雇用政策課	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の23の項に掲げる基金に係る寄附金の収納事務
略	
農林水産部 水産振興局 水産課	略
略	
会計管理局 会計指導課	1 略 2 <u>コンビニエンスストアにおいて納付された歳入金、マルチペイメントネットワークを利用した歳入金及びクレジットカード及び電子マネーにより納付された歳入金の収納事務</u>
略	
警察本部会計課	警察本部及び警察署に係る支出負担行為の確認に関する事務
警察本部交通指導課	道路交通法第51条の4第1項の放置違反金及び同条第13項の延滞金の出納及び保管に関する事務
略	
2 分任出納員に委任させる事務	
区分	委任事務
略	
鳥取県福祉相談センター・鳥取県	児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務

米子児童相談所	類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
鳥取県倉吉児童相談所	児童措置費の負担金の一部の収納に関する事務
略	
鳥取県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センターが発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
警察本部運転免許課	鳥取県警察手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
警察本部高速道路交通警察隊	鳥取県警察手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
鳥取県鳥取警察署・鳥取県黒坂警察署	鳥取県警察手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務

様式第28号 削除

倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所	
略	
鳥取県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センターが発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務

様式第28号 (第80条関係) (A列4号)

歳出金支払通知額未受領金請求書

貴庁から交付を受けた歳出金支払通知書による金額を、支払有効期間内に受領できなかったもので、下記のとおり再交付を請求します。

記

請 求 金 額	¥
歳出金支払通知書発行年月日 番 号	年 月 日第 号
小 切 手 記 号、番 号	記号 第 号
歳出金支払通知書発行人	
年 月 日	
債権者 住所 氏名	
鳥取県知事 氏 名様 (出納機関の長)	

備考 この請求書には、歳出金支払通知書を添付する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和4年11月4日から施行す

る。

(鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県会計管理局等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後										改正前										
別表第1（第3条関係） 1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限										別表第1（第3条関係） 1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限										
所属名	事項		事務処理権限の区分						出納機関の長の名称	所属名	事項		事務処理権限の区分						出納機関の長の名称	
	種類	内容	知事	専決権者		委任決裁権者		知事			種類	内容	知事	専決権者		委任決裁権者				
				会計管理者	課長	会計担当職員	会計管理者							課長	出納機関の長	会計管理者	課長	会計担当職員		会計管理者
会計指導課	一 法に基づく知事の権限に属する事務	略								二 法第231条の2第3第1項の規定による指定納付受託者の指定										
		略	○								略	○								
2 略										2 略										